

丸子学校給食センター

非常用照明LED化工事

電気設備工事 特記仕様書

1 工事概要

1. 工事場所

上田市中丸子

2. 建設概要

建 物 名 称	構 造	階 数 (階)	延面積 (㎡)	消防法施行令 別表第一の区分 (12) イ	備 考
丸子学校給食センター	鉄骨造	地上1 地下0	1,496.78		

3. 工事種目

(○印のついたものを適用する。)

工 事 種 目	項 目	建 物 別 及 び 屋 外
電 灯 設 備		本体様
動 力 設 備		○
電 熱 設 備	幹線、分枝	・
雷 保 護 設 備	幹線、分枝	・
受 変 電 設 備		・
電 力 貯 蔵 設 備		・
静 止 形 電 源 設 備	直流電源装置	・
発 電 設 備		・
構内情報通信網設備	LAN用配管	・
構 内 交 換 設 備	電話設備	・
情 報 表 示 設 備	時計設備	・
映 像 ・ 音 響 設 備		・
拡 声 設 備		・
誘 導 支 援 設 備	インターホン・トイレ呼出し設備	・
テレビ共同受信設備		・
監 視 カ メ ラ 設 備		・
駐 車 場 管 制 設 備	予備配管	・
防犯・入室管理設備		・
自動火災報知設備		・
自動閉鎖設備		・
非常警報設備	非常放送装置	・
ガス漏れ警報設備		・
中央監視制御設備		・
構 内 配 電 線 路		・
構 内 通 信 線 路		・
昇 降 機 設 備		・

4. 図面目録

・別紙参照 ・下記の通り

番号	図 面 名 称	番号	図 面 名 称
1	電気設備工事 特記仕様書	11	
2	工事概要 案内図 配管図	12	
3	平面図 照明器具リスト	13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

II 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準仕様書」という。),「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準図」という。)による。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を通する。

2. 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項 目

特 記 事 項

3.

化学物質を散発する
建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(3) 接着剤はフタル酸ジ-nブチル及びフタル酸ジ-nエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
(5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がある場合は、第三種のものを使用するものとする。
また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料
① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品	
② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品	
③ 下記表示のあるJAS規格品	
a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用	
b. 接着剤等不使用	
c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用	
d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	
e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用	
f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	
④ JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品	
⑤ 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品	
⑥ IBJISOE規格品	
⑦ IBJISOFO規格品	

④ 施工条件明示項目

※ 現場説明書による

⑤ 電気保安技術者

工事現場の電気工作物(電路、自動機、自動シャッター、電動機等も含む)の保安業務を行うものとする。

電気工事士

契約電力500W以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。

⑦ 実施工程表及び
施工計画書

(1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。

(2) 工程別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承認を受けること。

8. 使用材料発注先調査

使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調査を作成し提出する。

9. 発生材の処理

(1) 引渡しを要するもの ・ 無 ・ 有 ()
(2) 引渡しを要するもの以外 ・ 構外搬出し、関係法令により適切に処理を要する。
(3) 特別管理産業廃棄物 ・ 有 (PCB使用機器：関係法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す)
(4) 再利用又は再資源化を図るもの ・ 有 (・ 廃棄物 ・ コンクリート ・ 木材 ・ アスファルト ・ 金属くず ・ ダンボール類)

10. 監督員事務所

※ 設けない ・ 設ける (規模:)
・ 備品 ()

⑪ 工事用仮設物

すべて請負者の負担とする。
構内に作ることが ○できる ・ できない
・ 別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。

⑫ 足場・さん橋類

○ 本工事で設置する。
○ 内部仮設足場等 (○ 架台足場 ○ 移動式足場 ○ 移動式室内足場 ・)
・ 外部足場
(・ A種[施工箇所面に枠組足場を設ける] ・ B種[施工箇所面に単管本足場を設ける] ・ C種[仮設ゴンドラを使用する] ・ D種[移動式足場を使用する])

⑬ 工事用電力・水・その他

本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手續等に要する費用は、請負者の負担とする。

⑭ 工事写真

工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。

⑮ 完成図等

※ 完成図 (※ 設計図書で示したものと ・ 構仕表1.1.1による ・ 監督員の指示による)
作成方法 ・ 製本 (・ 見開きA3縮小版 2〜3部 (黒表紙金文字製本) ・ 見開きA1版 1部 (ビニール製本) ・)
※ CADデータ (※ CD-R (1部))
※ 保全に関する資料 (1部) ・
※ 監督員の指示による ・

⑯ しゅん工時提出物

※ 監督員の指示による ・

17. 再使用機器

取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。
ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。

設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 設計用水平地震力
機器の重量[kgT]に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。

設計用標準水平地震度	設置場所	機器種別	・ 特定の施設	・ 一般の施設
			重要機器	一般機器
		機器	2.0	1.5
		防振支持の機器	2.0	2.0
		水槽類(※1)	2.0	1.5
		機器	1.5	1.0
		防振支持の機器	1.5	1.5
		水槽類(※1)	1.5	1.0
		機器	1.0	0.6
		防振支持の機器	1.0	1.0
		水槽類(※1)	1.5	1.0

(※1) 水槽類にはオイルタンク等を含む。
◎ 重要機器の定義は次による。
・ 変電設備 ・ 発電設備 ・ 直流電源設備 ・ 交流無停電電源装置
・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視装置
◎ 上層階の定義は次による。
2〜6階建の場合は最上階、7〜9階建の場合は上層2階、10〜12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

19. あと施工アンカー

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)8章2節8.2.4及び12節による。
確認試験 ・ 引張試験 ・ 施工後確認試験(本)を確認強度(KN)にて行う
・ 施工土の適用(第1種、第2種) あと施工アンカー施工士による
※ (社)日本建築あと施工アンカー協会認定資格

20. 防火区画等の貫通処理

電線等が防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合、その施工状況について貫通箇所両面から写真撮影し、工事写真として提出する。

21. 電線・ケーブル

(1) EM-EFFは架外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「タインガイセン EM-EFF」と表記されたものを使用する。
(2) EM-UTP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びビースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたものを使用する。

22. 予備配管

埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本、5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。

23. 呼び線

長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆被線を挿入する。

24. 金属製電線管の塗装

下記の露出配管は塗装を行う。
・ 屋外 (機械室)
・ 屋内 (機械室)

25. 埋め戻し土

※ A種 [山砂の層、水締め、機器による締固め]
※ B種 [根切り土の中の良質土：機器による締固め]
※ C種 [地現場の建設発生土の中の良質土：機器による締固め]
※ D種 [再生コンクリート砂：水締め、機器による締固め]
・ 管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める。
※ 構外搬出処理 ・ 構内の指定場所に敷き均し
(1) 地中線路上には、次の材料によるケーブル埋設溝を設ける。 ・ 鉄製 ・ コンクリート製
(2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設溝シートを敷設する。
(3) 配管埋設溝が750mmを超える場合は、地中線埋設溝シートは2本以上敷設する。

26. 建設発生土の処理

※ 構外搬出処理 ・ 構内の指定場所に敷き均し
(1) 地中線路上には、次の材料によるケーブル埋設溝を設ける。 ・ 鉄製 ・ コンクリート製
(2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設溝シートを敷設する。
(3) 配管埋設溝が750mmを超える場合は、地中線埋設溝シートは2本以上敷設する。

27. ケーブル埋設溝

※ 構外搬出処理 ・ 構内の指定場所に敷き均し
(1) 地中線路上には、次の材料によるケーブル埋設溝を設ける。 ・ 鉄製 ・ コンクリート製
(2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設溝シートを敷設する。
(3) 配管埋設溝が750mmを超える場合は、地中線埋設溝シートは2本以上敷設する。

28. プルボックス

(1) 露出するプルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン積層板とす。
(2) 露出するプルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。

29. フラッシュプレート

図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製

30. プレート用の通達表示

プルボックス、ジョイントボックス及び機器を安装しないプレートには、用途を明示した略標をつける。

31. 配線器具

タンブラースイッチは適用形とする。
壁付けコンセント(2P15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を、また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。
本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。
⑮ 照度測定
○ 測定場所: ○ 客室(測定箇所数 箇所) ○ 廊下 ・ 階段
用 途: ○ 非常用照明 ・ 一般照明
・ 学校施設における室内照度測定(測定教室、 箇所、 測定黒板、 箇所)
・ 教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面4か所で測定する。
(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。
(2) 端子盤には、結線表・結線表を備え付ける。
長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目
〈資材〉 ・ 照明制御システム ・ 変圧器 ・ ()
〈建設機器〉 ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器
工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより疑い場合は監督職員と協議する。

32. 機器への接続

本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。
⑮ 照度測定
○ 測定場所: ○ 客室(測定箇所数 箇所) ○ 廊下 ・ 階段
用 途: ○ 非常用照明 ・ 一般照明
・ 学校施設における室内照度測定(測定教室、 箇所、 測定黒板、 箇所)
・ 教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面4か所で測定する。
(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。
(2) 端子盤には、結線表・結線表を備え付ける。
長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目
〈資材〉 ・ 照明制御システム ・ 変圧器 ・ ()
〈建設機器〉 ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器
工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより疑い場合は監督職員と協議する。

33. 照度測定

○ 測定場所: ○ 客室(測定箇所数 箇所) ○ 廊下 ・ 階段
用 途: ○ 非常用照明 ・ 一般照明
・ 学校施設における室内照度測定(測定教室、 箇所、 測定黒板、 箇所)
・ 教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面4か所で測定する。
(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。
(2) 端子盤には、結線表・結線表を備え付ける。
長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目
〈資材〉 ・ 照明制御システム ・ 変圧器 ・ ()
〈建設機器〉 ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器
工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより疑い場合は監督職員と協議する。

34. 盤類

(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。
(2) 端子盤には、結線表・結線表を備え付ける。
長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目
〈資材〉 ・ 照明制御システム ・ 変圧器 ・ ()
〈建設機器〉 ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器
工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより疑い場合は監督職員と協議する。

35. グリーン購入の推進

長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目
〈資材〉 ・ 照明制御システム ・ 変圧器 ・ ()
〈建設機器〉 ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器
工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより疑い場合は監督職員と協議する。

36. 他工事又は他工種との
取り合い

工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより疑い場合は監督職員と協議する。

3. ハンドホール

下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)
ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部はハンドホール内側底部をいう)
・ コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
・ ブロックの仕様は国土交通省仕様基準のものとする。
・ ハンドホールにノックアウト部分を設けてはならない。
・ 配管貫通部は、原則として根巻きコンクリート(F=18N/mm以上)とし、差し筋D10タテヨコφ200で補強する。
・ 補強方法については、あらかじめ監督員にハンドホール製作図を提出して承認を受けて施工する。

・ ハンドホール No.	1,500×1,500×1,500	底部 GL-1,740以上
・ ハンドホール No.	1,200×1,200×1,500	底部 GL-1,700以上
・ ハンドホール No.	1,000×1,000×1,400	底部 GL-1,600以上
・ ハンドホール No.	1,000×1,000×1,100	底部 GL-1,300以上
・ ハンドホール No.	1,000×1,000×900	底部 GL-1,060以上
・ ハンドホール No.	900×900×1,100	底部 GL-1,260以上
・ ハンドホール No.	900×900×900	底部 GL-1,060以上
・ ハンドホール No.	600×600×680	(既設足場付)
・ ハンドホール No.	450×450×680	(既設足場付)
・ ハンドホール No.	x x D	※ 植栽等車庫の通行の恐れがない場所、収容ケーブルが少ない場所に限る
・ ハンドホール No.	x x D	(Eマーク入)

4. 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりたい場合には監督員との協議による。

名 称	測 点	取付高(mm)
取 引 計 器	地上〜上端	2,000
引 込 開 閉 器	床下〜上端	1,800
警 報 盤	床下〜中心	1,500
分 電 盤	床下〜中心	1,500
タンブラースイッチ	床下〜中心	1,300
「(身障者用)」	床下〜中心	1,100
コンセント(一般)	床下〜中心	300
「(和室)」	床下〜中心	150
「(便所等)」	床下〜中心	500
「(台上)」	台上〜中心	150
ブラケット(一般)	床上〜中心	2,100
「(踊場)」	床上〜中心	2,500
「(縁上)」	縁端〜中心	150
遅 難 口 誘 導 灯	床下〜下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床下〜上端	1,000以下
壁 掛 形 制 御 盤	床上〜中心	1,300
手 元 開 閉 器	床上〜中心	(上端1,900以下)
操作スイッチ・押ボタン	床上〜下端	300
室 内 端 子 盤 (廊下・室内)	床上〜中心	1,500
中 間 端 子 盤 (EPS・電気室)	床上〜中心	「(一般)」 「(和室)」
集 合 保 安 器 箱	床上〜中心	「(一般)」 「(和室)」
壁付アウトレットボックス(一般)	床上〜中心	300
「(和室)」	床上〜中心	150

名 称	測 点	取付高(mm)
壁 掛 形 親 時 計	床上〜中心	1,500
子 時 計	床上〜中心	(上端1,900以下)
壁掛形スピーカー	床上〜中心	(天井高)×0.9
アッテネーター	床上〜中心	1,300
表 示 盤	床上〜中心	(天井高)×0.9
壁 付 発 信 器	床上〜中心	1,300
ペ ン ン	床上〜中心	(天井高)×0.9
ブ ザ ー	床上〜中心	(天井高)×0.9
押 ボ タ ン	床上〜中心	1,300
「(身障者用押印)」	床上〜中心	900
身障者用表示灯	床上〜中心	2,000
復 帰 ボ タ ン	床上〜中心	1,800
壁付インターホン	床上〜中心	1,500
「(身障者用)」	床上〜中心	1,100
壁付位置ボックス	床上〜中心	1,300
「(壁付インターホンを除く)」	床上〜中心	150
「(一般)」	床上〜中心	300
「(和室)」	床上〜中心	150
機 器 収 容 箱	床上〜中心	(天井高)×0.9
アウトレット	床上〜中心	300
「(一般)」	床上〜中心	150
「(和室)」	床上〜中心	150
受 信 機	床上〜操作部	800〜1,500
調 音 機	床上〜操作部	800〜1,500
機 器 収 容 箱	床上〜中心	800〜1,500
発 信 器	床上〜中心	800〜1,500
ペ ン ン	床上〜中心	(天井高)×0.9
消 火 栓 表 示 灯	床上〜中心	(天井高)×0.8

5. 接地極

下表による。ただし、これによりたい場合は監督員との協議による。

・	A種接地	銅板 1.5t×900×900 補助接地棒(連結式10φ×1,500)
・	B種接地 <td>リード端子付 掘削埋戻中心深さ 2m 埋設棒(黄銅製又はステンレス製)</td>	リード端子付 掘削埋戻中心深さ 2m 埋設棒(黄銅製又はステンレス製)
・	C種接地 <td>銅板 1.5t×600×600 補助接地棒(連結式10φ×1,500)</td>	銅板 1.5t×600×600 補助接地棒(連結式10φ×1,500)
・	D種接地 <td>リード端子付 掘削埋戻中心深さ 2m 埋設棒(黄銅製又はステンレス製)</td>	リード端子付 掘削埋戻中心深さ 2m 埋設棒(黄銅製又はステンレス製)
・	D種接地 <td>銅板 1.5t×300×300 補助接地棒(連結式10φ×1,500)</td>	銅板 1.5t×300×300 補助接地棒(連結式10φ×1,500)
・	D種接地 <td>リード端子付 掘削埋戻中心深さ 1.5m 埋設棒(黄銅製又はステンレス製)</td>	リード端子付 掘削埋戻中心深さ 1.5m 埋設棒(黄銅製又はステンレス製)
・	D種接地 <td>接地棒(10φ×1,500) リード端子付 打ち込み式 埋設棒(黄銅製又はステンレス製)</td>	接地棒(10φ×1,500) リード端子付 打ち込み式 埋設棒(黄銅製又はステンレス製)

6. その他

① 工事現場の環境
改善について

工事現場のイメージアップ
・ 仮囲い周辺の美化
・ 地域住民への情報提供
・ 完成予想図の設置
・ 情報掲示板の設置
・ パンフレットの作成
・ 地域住民とのコミュニケーション
・ 現場見学会の開催
・ 住民に対する災害防止関係
・ 現場出入口周辺への誘導員の配備

② 不具合の確認

工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月(新客に限る)に不具合の確認を行い、その結果を書面の上田市長あてに報告する。
(施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。)

③ 産業廃棄物等の
取扱い

(1) 産業廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「産業廃棄物法」という)に基づき、適正に行うこと。
(2) 産業廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、産業廃棄物法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一貫並びに処分地の案内図等をまとめた「産業廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
(3) しゅん工した時は、産業廃棄物ごとに処理数量を集計し、精込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「産業廃棄物処理報告書」を監督員に提出すること。

④ 環境対策関係

(1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
(2) 夜間、早朝等の稼働を避けること。ただし、監督員の承認を受けた場合はこの限りでない。
なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ない最短ルートを選定すること。
(3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。
(4) 熱帯材含型型等は、極力使用しないこと。

⑤ 安全対策関係

(1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
(2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回程度実施し、工事日誌へ記録するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。
(3) 原則として代理人(主任)以外の第三者により、月1回以上当社による安全パトロールを行い、工事日誌へ記載するほか、点検内容等を別書面に記録し、実施状況の写真を撮影すること。
(4) 下請業者にKY(危険予知)、TBM(作業内容の打合せ)活動等を実施させ、その記録を整備するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
(5) 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
(6) 上記の(2)〜(5)の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え、監督員及び工事検査の順に提示できるようにすること。

⑥ 工事検査

施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による接打検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

⑦ 被覆層等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被覆層を速やかに警察に提出すること。

⑧ 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に係る使用権は、発注者に移譲する。

⑨ 完成図等

完成図など維持管理に関する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱い説明を行うこと。

⑩ 提出物

上記による他、監督員の指示による。

事業年度

R-07

工 事 名

丸子学校給食センター 非常用照明LED化工事

図 名

電気設備工事 特記仕様書

SCALE

No Scale

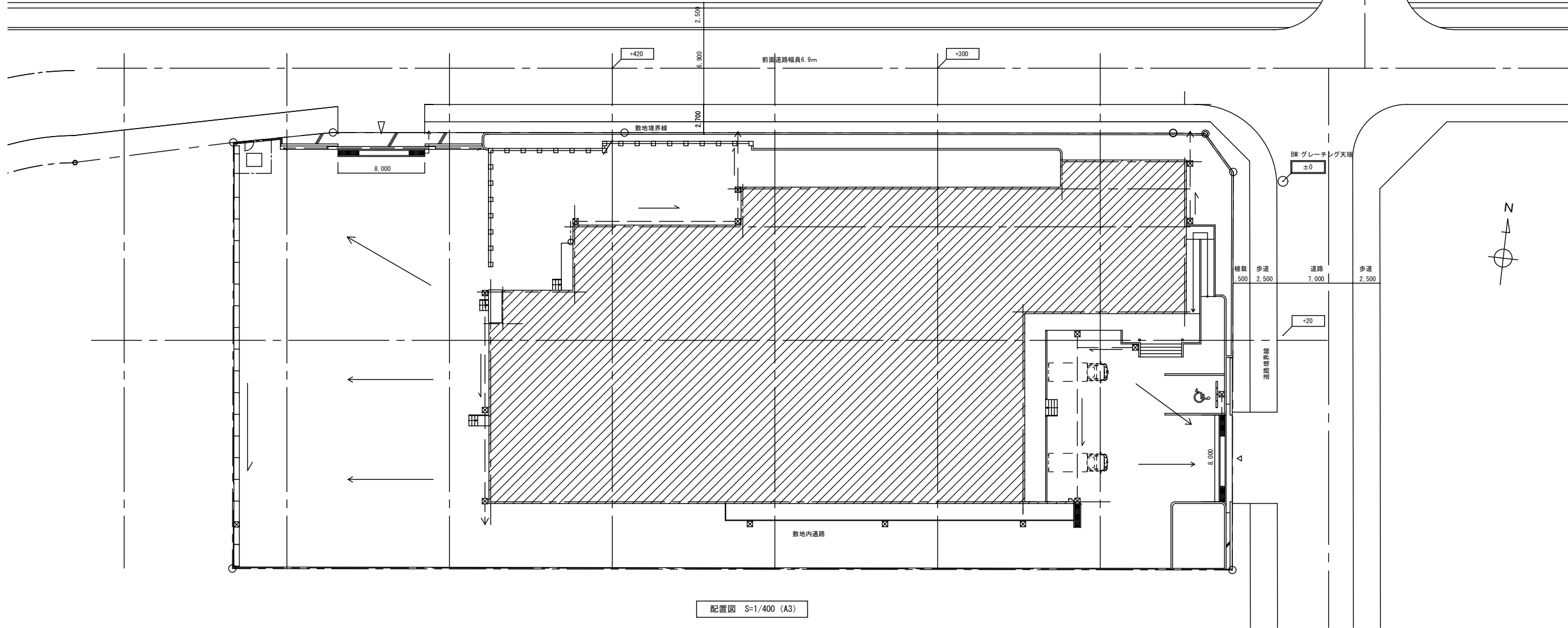
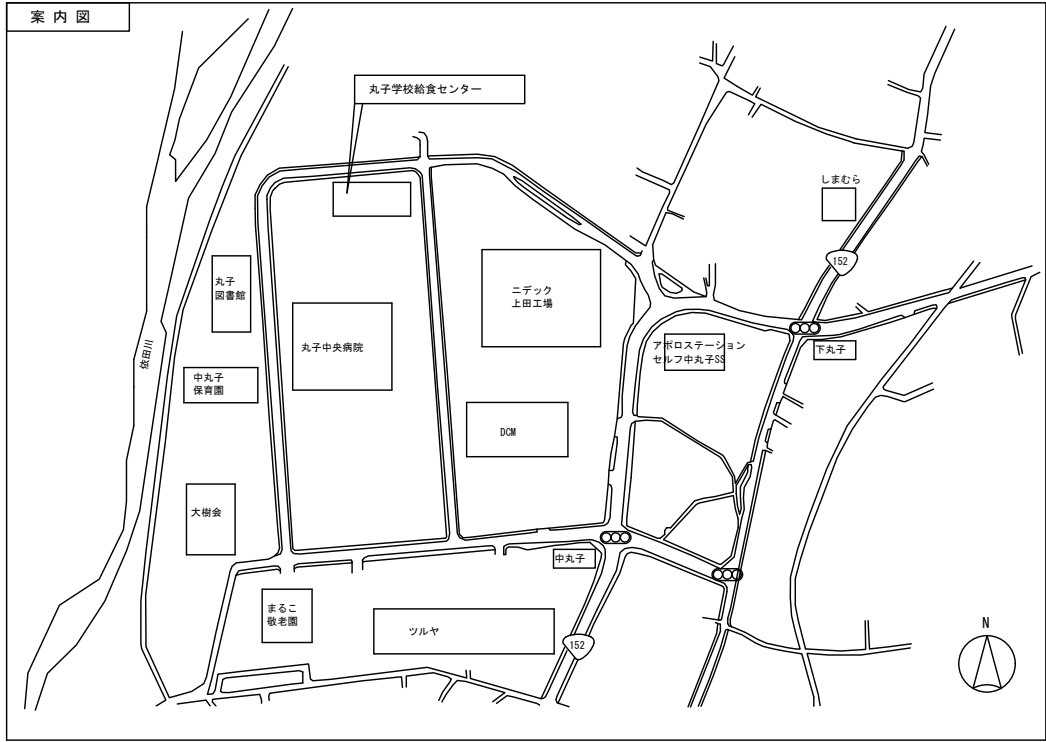
NO.

E-1

2024.07改訂

工 事 概 要

工事名	丸子学校給食センター 非常用照明LED化工事
工事場所	丸子学校給食センター 上田市中丸子1771-14
構造・規模	鉄骨造 平屋建て 延床面積：1496.78㎡
改修概要	施設内の非常用照明LED化工事 計45台
注意事項	・工事着手前に施設管理者及び監督員と施工手順について協議を行い、承諾を得ること。 ・工事予定施設は工事中も運営しているので、工程、仮設計画、工事時間養生等は施設利用者に配慮したものとする。 ・断水、停電と伴う工事については、施設管理者及び監督員と事前に協議を行い、承諾を得ること。 ・休日作業については、事前に施設管理者及び監督員に報告すること。 ・騒音や粉塵を伴う作業については休日に行うこと。また粉塵を伴う作業に際しては養生方法を十分検討すること。 ・各改修工事にあたり、状況により施工困難、不具合が生じた場合は、監督員と協議のうえ適正に施工を行うこと。 ・施工箇所の清掃等は日々の清掃を徹底し、施設利用者に危険が及ばぬように注意すること。 ・その他記入なき事項で必要と思われる事項は監督員と協議し、指示通り行うこと。



配置図 S=1/400 (A3)



上 田 市 都 市 建 設 部 建 築 課

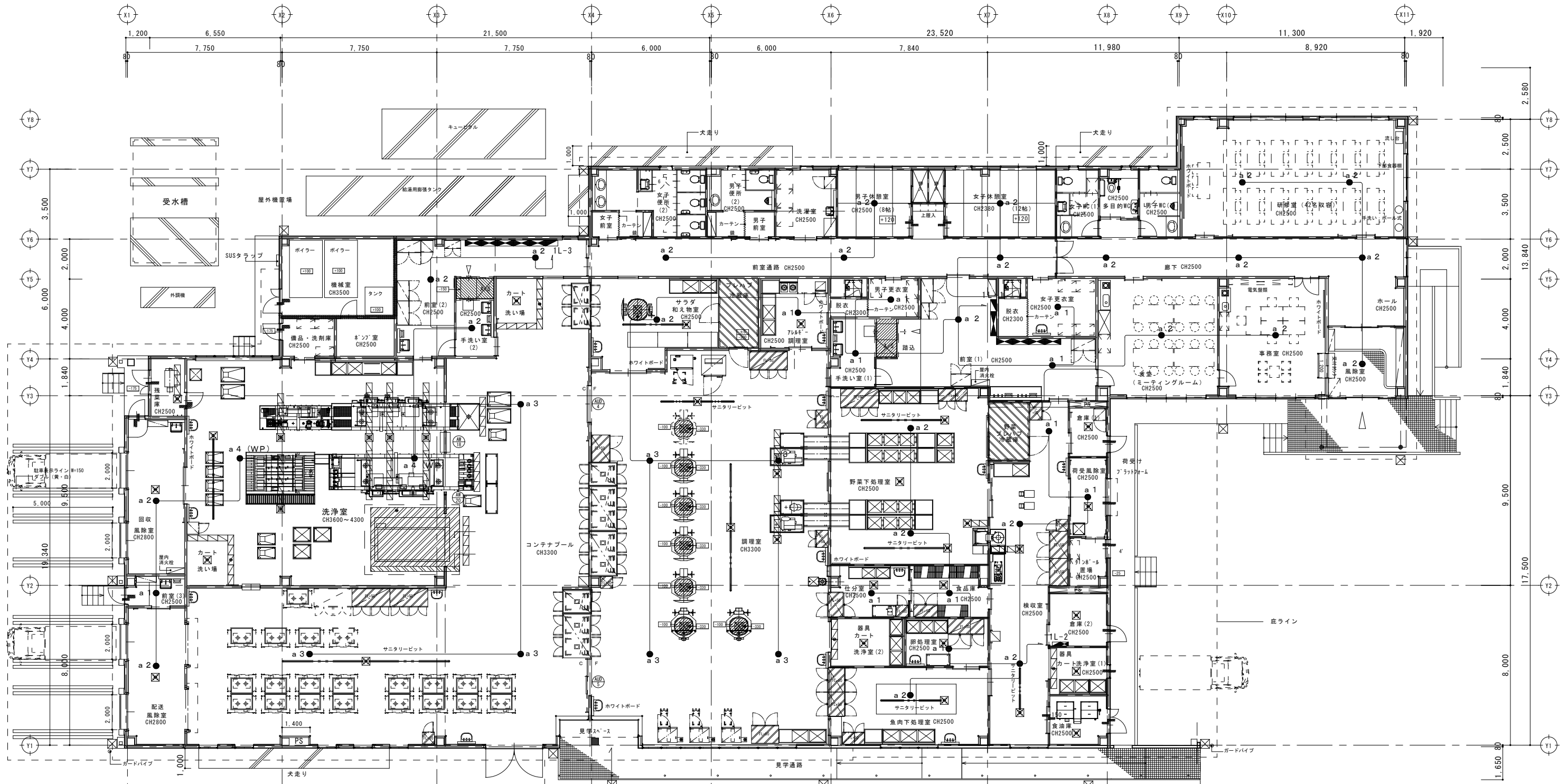
事業年度
R-07

工 事 名
図 名

丸子学校給食センター施設内非常照明LED化工事
工事概要 案内図 配置図

SCALE
A1 : S=1/200
A3 : S=1/400

NO.
A-02



a 1	K1-LRS11-1	a 2	K1-LRS11-2	a 3	K1-LRS11-3
11台		25台		7台	
	非常灯型番: LALE-004		非常灯型番: LALE-004		非常灯型番: LALE-006
参考品番 NNF890605K 非常灯専用型リモコン自己点検機能付 埋込穴 Φ100		参考品番 NNF891605K 非常灯専用型リモコン自己点検機能付 埋込穴 Φ100		参考品番 NNF893605K 非常灯専用型リモコン自己点検機能付 埋込穴 Φ100	
a 4 (WP) 非常照明 防湿・防雨形		既設非常照明 品番			
2台		a 1 : IEM-09221HN a 2 : IEM-13221HN a 3 : IEM-30221HN a 4 : IEM-30602WP			
	非常灯型番: LALE-008	※既存配線は再利用する。			
参考品番 NNF893716C 非常灯専用型リモコン自己点検機能付 埋込穴 Φ150					